

2024年6月

辻仲病院柏の葉

外来腫瘍化学療法診療料について

当院では当該診療料算定の届出により以下の対応を行っております。

1. 専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談などに24時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制が確保されています。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。
4. 抗がん剤投与中の患者さんとその患者さんを雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること、並びに診療情報提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行います。